



令和6年10月11日

保育幼稚園課

子ども・子育て支援制度の公定価格における地域区分の特例に関する要望書を提出しました

保育分野における報酬単価は、地域区分ごとに差が設けられ、本市は6%であるのに対して、隣接する足立区・北区は20%、さいたま市・蕨市は15%であり、これらの地域との格差が著しい状況です。この地域区分の格差により、本市では保育士の確保について厳しい都市間競争にさらされています。

このことから保育分野においても、介護保険や障害福祉と同様に、隣接する自治体との地域区分の差が大きい自治体に対する特例を、早急に導入することを求める要望を下記のとおり行いました。

記

- 1 日時 令和6年10月10日（木） 14：30
- 2 場所 こども家庭庁
- 3 要望先 三原 じゅん子 内閣府特命担当大臣
(要望書は成育局長及び保育政策課長に手交)
- 4 出席者 川口市長 奥ノ木 信夫
- 5 その他 要望書は別添のとおり

内閣府特命担当大臣 三原 じゅん子 殿

(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助)

子ども・子育て支援制度の公定価格における地域区分の特例に関する要望書

埼玉県南端に位置する川口市は、南は東京都特別区である足立区・北区に、北は政令指定都市であるさいたま市に隣接しており、発達した交通網により、日中の人の出入りも多く、昼夜間の人口差も大きいという地理的条件、社会環境にある地域です。

子ども・子育て支援制度の公定価格における地域区分は、保育所等の運営費の財源となる「施設型給付」や「地域型保育給付」を算定する際に用いられ、保育士の給与水準に直結する重要な項目であります。本市が6%であるのに対して、隣接する足立区・北区は20%、さいたま市・蕨市は15%と格差が著しい状況です。

また、公定価格の地域区分は、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して改定されますが、本年8月8日に公表された人事院勧告では、本市の同区分が、現行の6%から

4%へ引下げとなっており、20%を維持した足立区・北区との差が広がっております。

今後、公定価格の地域区分が、人事院勧告で示された地域区分のみに準拠して改定された場合、保育士の給与水準にさらなる格差が生じることとなり、保育士の確保が一層困難となります。

他方、介護保険と障害福祉の分野においては、令和6年度の改定で、周辺との地域区分の差が公平性を欠く状況にあると考えられる自治体に対する特例が設けられ、格差の是正が図られました。

本市においても、隣接する東京都特別区との地域区分に差があることから、上乘せ割合が6%の6級地から10%の5級地に引き上げられたところです。

東京都とさいたま市の上に位置する本市は、保育士の確保について、厳しい都市間競争にさらされており、市内の民間保育事業者からは、保育士の確保を危惧する声が数多く寄せられています。

このままでは、保育人材の流出が拡大し、本市の子育て環境への支障がさらに大きくなるおそれがあることから、下記の項目について強く要望いたします。

記

保育分野においても、介護保険や障害福祉と同様に、隣接する自治体との地域区分の差が大きい自治体に対する特例を、早急に導入すること

令和6年10月10日

川口市長 奥ノ木信夫